



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

令和5年3月29日(水)

職業安定部職業安定課

担当 課長 木下 博司

課長補佐 山本 純子

事業所給付監査官 堀之内 淳

電話 075-241-3268

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に係る不正受給事案の公表について

京都労働局（局長：赤松 俊彦）は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「給付金」という。）を不正に受給した事案について、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和2年6月12日厚生労働省令第125号。以下「臨時特例法施行規則」という。）第5条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 事業主名等

- (1) 事業所名：パートナーズカンパニー株式会社
- (2) 代表取締役：愛須 靖之（あいす やすゆき）
- (3) 所在地：京都市北区大宮西総門口町（現在は移転しています。）
- (4) 事業内容：第一種貨物利用運送業

2 事案の概要

パートナーズカンパニー株式会社の代表取締役 愛須靖之 は、17名と共謀し、偽りの給与明細書等を作成するなどしてこれらの者を自ら雇用しているよう見せかけ証明を行い、17名が給付金を不正に受給したものです。

なお、本件については、京都府警察本部と相談し、対応を協議しているところです。

3 被害額

給付金の総額は、109,805,860円

4 返還及び納付命令

京都労働局は、当該不正受給事案について、厳正に対処するため、愛須靖之のほか受給者17名に対し、受給した給付金109,805,860円のほか、損害賠償金として159,532,030円を上乗せして、総額269,337,890円（延滞金を除く）の返還・納付を命ずることとしています（臨時特例法施行規則第4条）。

以上